

令和3年度経営者向けIoT等基礎講座実施業務委託

仕様書

1 委託業務名

令和3年度経営者向けIoT等基礎講座実施業務委託

2 履行期間

契約日から令和4年2月10日（木）まで

3 履行場所

三重県津市広明町13番地 三重県デジタル社会推進局デジタル事業推進課内 他

4 本業務の目的

第四次産業革命、Society5.0、DXの進展、さらには、新型コロナウイルスの感染拡大により、企業におけるICT・IoT及びデータ活用の重要性が年々高まっている。

三重県では、令和元年度に策定した「みえICT・データサイエンス推進構想」に基づき、ICT・IoTとデータ活用を両輪に、新商品・サービスの創出による地域活性化の取り組みを行うこととしている。

一方、令和2年度に実施した県内中小企業向けアンケートの結果によると、DXに対する認知度が低いとともに、ICT・IoT等の活用についても低調である旨の結果が出ており、県内中小企業におけるDX推進人材の育成が急務となっている。

本委託業務は、県内中小企業経営者層等を対象としたICT・IoTの導入、データ活用をはじめとしたDX推進に関する講座を開催し、DXを牽引する経営者層等の育成を行うことを主な目的とする。

5 本委託業務の内容

(1) 講座の対象者

県内中小企業等において、経営上の投資に関し何らかの意思決定に関わる経営者層（以下、「経営者層」）とする。

(2) オンライン講座の開催

以下に指定するテーマを含む講座を、合計6回開催すること。

各講座の内容は、(ア)～(エ)の内容を適宜組み合わせ、受託者が提案するものとするが、同様の内容の講座は2回を限度とする。

また、全講座の開催にあたっては、(オ)の各項目に従うものとする。

なお、それぞれの講座の効果測定を行うため、必ず、講座ごとに到達目標を設定すること。

(ア) DX 推進等の重要性

新型コロナウイルスの影響により大きく変化する社会状況をふまえ、ICT・IoTのデータの活用、DX 推進の必要性、重要性について解説すること。

(イ) 成功事例・活用事例紹介

中小企業等での ICT・IoT の活用事例、データ活用、DX の成功事例を紹介すること。

(ウ) DX 推進体制

DX 推進に必要な社内体制や人材、スキルについて解説すること。

また、経営者層に求められる役割について解説すること。

(エ) ハンズオン講座等

多様な業種・職種での ICT・IoT の導入に向けたヒントや気づきを促すため、汎用性の高いツールや機器のハンズオン講座やワークショップ等を実施すること。

(オ) 全講座に関する共通事項

- ① 講座に先立ち、講座の開催日時、内容等を記載した講座計画書を作成のうえ提出すること。また、講座計画に変更が生じた場合は、適宜、三重県と協議のうえ、承認を得ること。
- ② Web 会議システムを活用し、リアルタイムで講座を受講できる環境を提供すること。また、質問をチャット形式で受け付けること。
- ③ 各講座は20名以上の参加となるよう周知に努めること。
- ④ 各講座の開催にあたっては、メイン講師の他に、サポート要員2名の少なくとも3名を確保すること。
- ⑤ オンライン講座の効果が高まる工夫を盛り込むこと。
- ⑥ 受講環境は、参加者が増加しても対応が可能となるよう、安定したシステムを受託者側で準備すること。
- ⑦ 受講環境について、Windows 及び iOS、Mac OS、Android での動作確認を行うこと。
- ⑧ Web ブラウザを利用した受講環境を提供する場合、Edge、Safari、Chrome、Firefox での利用を可能とすること。
- ⑨ 講座は1講座あたり120分程度（質疑時間を含む）とする。また、講座資料は前々日までに参加者に共有するなど、短時間で効果的な講座とするための仕組み等を整えること。
- ⑩ 講座内容の詳細については、事前に県と協議のうえ決定すること。
- ⑪ 講座参加者の募集及び申込受付を行うこと。
- ⑫ 本業務委託は雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェ

クト)に基づいて実施されるため、事業の実施にあたっては、「雇用開発支援事業費等補助金(地域活性化雇用創造プロジェクト)交付要綱」及び「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」を遵守すること。

(3) チラシの作成及び広報

講座の開催に先立ち、「全講座を紹介するチラシ」および「個別の講座を紹介するチラシ」を作成すること。

「全講座を紹介するチラシ」については、4,000部印刷し、9月中旬に県に納品すること。チラシの送付については、別途、県が実施する。

「個別の講座を紹介するチラシ」については、それぞれの講座の開催前に電子データで提出すること。

また、上記チラシ作成に加え、効果的な広報手段について提案すること。

(4) 効果測定

講座ごとに、受講者に対してアンケート調査を行い、講座ごとに定めた目標に対する達成度合いを測定すること。

また、アンケートには、次年度以降に希望する講座内容について記入する項目を設けるものとし、県内中小企業等のニーズ把握を行うこと。

(5) 結果のとりまとめ

上記、(4)の結果を取りまとめ、実績報告書として提出すること。

6 納品物件

以下の成果物を電子データ1部、印刷物1部を提出すること。

- (1) 広報チラシ
- (2) 実績報告書(講座実施記録、講座実施風景写真、効果測定結果等を含む)
- (3) その他、三重県の指示により作成した資料

7 支払い条件

令和4年2月10日(木)までに全ての業務を完了させ、検収後に委託費用を支払うこととする。

8 その他注意事項

- (1) 本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は受講者等から一切の費用を受領することはできない。
- (2) 本委託業務の履行にあたって、取り上げる製品やサービスは特定の一社に偏ることがないように配慮するものとし、講座中に製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
- (3) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守

すること。

- (4) 本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- (5) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (6) 本委託業務のスケジュールについては、事前に本県の承認を得ること。
- (7) 打ち合わせの内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (8) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (9) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。
- (10) 受託事業者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (11) 受託事業者が(10)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (12) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。